

普通預金口座の「未利用口座管理手数料」に関するお知らせ

南都銀行（頭取 橋本隆史）は、2023年4月3日（月）より普通預金を対象に「未利用口座管理手数料」の適用開始と、これに伴う普通預金規定等*の改定を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

なお、本手数料は一定期間以上ご利用いただいていない普通預金口座を対象とするものであり、日頃から入出金や口座振替などのお取引をいただいている口座が対象となることはございません。

本件により、長期間利用のない口座が不正利用されるなどの被害防止を図るとともに、引き続き金融サービスの維持・向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※普通預金規定・普通預金（照合表口）規定・Web通帳規定（普通預金） 詳細は3をご確認ください

記

1. 未利用口座管理手数料 概要

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・開設いただいたにも関わらず、ご利用いただけていない口座について、ご利用をお願いしたいため ・ご利用の予定がない口座については、不正利用防止の観点からご解約をお勧めするため
対象となる口座	<ul style="list-style-type: none"> ・最後のお預入れまたはお引出し（当該普通預金のお利息の入金および本手数料の引き落としは除く）から2年以上お預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座を含みます） <p>※本手数料導入以前に開設された口座も対象となります</p> <p>【以下の場合には対象となりません】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該口座の残高が10,000円以上である場合 ・18歳未満のお客さま ・お借入金の返済口座（お借入れについては、極度額の設定があるのみでご利用がない場合は、原則としてお借入れがある場合には該当しません） ・各種金融資産取引（定期預金、外貨預金、国債、投資信託、生命保険、金融商品仲介、信託等）に関連する口座（各種金融資産については、口座があるのみの場合は各種金融資産がある場合には該当しません） ・その他当行が対象外と認める場合
手数料額	年間1,320円（税込）
本手数料のお引き落としについて	<ul style="list-style-type: none"> ・本手数料の対象となる口座をお持ちのお客さまには、お届けのご住所に事前にご案内いたします ・ご案内を差し上げてから一定期間経過後も、対象となる口座のご利用がない場合、当該口座より本手数料を引き落としいたします <p>※送付した「ご案内」が延着、または到達しなかった場合でも通常到達すべき時に到達したものとみなします</p>
口座解約について	<ul style="list-style-type: none"> ・残高不足により本手数料の引落としが出来なかった場合、残高全額を手数料の一部とし、当該口座を自動的に解約いたします ・なお、ご負担いただいた手数料の返却、および解約後の口座の再利用については応じかねますので、あらかじめご了承ください
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の初回引落しは2026年4月を予定しております ・今後、本手数料の取扱い等の変更がある場合はホームページ等でお知らせいたします

【本件に関するお問合せ先】

営業サポート部

担当：古

林・米田

TEL：0742-27-1553

経営企画部（広報）

担当：古

賀・甲村

TEL：0742-27-1599

2. 実施日

2023年4月3日（月）

3. 未利用口座管理手数料導入に伴う各種預金規定の改定について

<普通預金規定新旧対比表>

（下線が改定する部分です）

改定後(新)	現行(旧)
18. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴求します。</u> <u>(2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</u> <u>(3) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。</u>	(新設)
19. (規定の変更) (略)	18. (規定の変更) (略)

<普通預金(照合表口)規定新旧対比表>

（下線が改定する部分です）

改定後(新)	現行(旧)
19. (未利用口座管理手数料) <u>(1) 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴求します。</u> <u>(2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</u> <u>(3) 預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。</u>	(新設)
20. (規定の変更) (略)	19. (規定の変更) (略)

<Web通帳規定(普通預金)新旧対比表>

（下線が改定する部分です）

改定後(新)	現行(旧)
11. (未利用口座管理手数料) <u>(1)当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻しがない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料を徴求します。</u> <u>(2)未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引き落とします。</u> <u>(3)預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、口座を解約します。</u>	(新設)
12. (規定の変更等) (略)	11. 規定の変更等 (略)